2023/4/3 改訂

2024/2/1 改訂

集中治療専門臨床工学技士【新規】認定に関するFAQ

〈目次〉

申請について ・・・ 1
申請書について ・・・ 2
集中治療勤務証明書について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
学術業績について ・・・ 5
経験症例実績表について ・・ 7
症例報告記載書について ・・ 8
認定試験について ・・・ 9
そのほか・・・ 10

〈申請について〉

Q1	2022 年度に認定集中治療関連臨床工学技士試験に合格し直ちに認定を申請した場合、そのまま 2023 年の 5 月からの専門臨床工学技士試験の出願に間に合いますか？それとも 1 年遅れとなりますか？

A1　2023 年 4 月付で「集中治療専門臨床工学技士制度施行_細則」が改訂され、申し込み時に認定集中治療関連臨床工学技士の「認定証の写し」が必須となりました。2022 年度の認定集中治療関連臨床工学技士試験に合格しても、認定証は 5 月の出願に間に合いません。申し訳ございませんが認定証を受領されてから、翌年以降の申請をお願いたします。

Q2	日本集中治療医学会の会員である必要はありますか？

A2　会員種別は問わず、会員であることは必要な条件ではありません。ただし、日本集中治療医学会学術集会、または同支部学術集会 1 回以上の出席が必要であります。

Q3	提出した申請書を返却してもらえますか？

A3　一度受け付けた申請書は返却しておりません。

〈申請書について〉

Q4	ホームページで申請書をダウンロードしたところ、履歴書しかありませんでした。他の様式はまだ掲載されていないだけなのでしょうか？

A4　申請書は複数のシートで構成しております。1 シート目の履歴書だけでなく、2 シート目以降も併せてご確認ください。 また、他の要綱については、申請書と同じ場所に以下のとおり掲載しておりますので、こちらをご参照ください。

・集中治療専門臨床工学技士制度_規則
・集中治療専門臨床工学技士制度施行_細則
・経験症例実績表・症例報告(記載様式) 記載要綱

以上が手続きに関する全ての情報となっておりますが、ご不明な点等ありましたら、お問い合わせフォームにて事務局までお問合せください。ホームページ下部のリンクからお問い合わせいただけます。

Q5	申請書を印刷したところ、一部 2 ページにまたがって印刷されてしまいましたが大丈夫ですか？

A5　必ず A4 サイズ 1 枚に1ページが収まるよう、適宜縮小して印刷してください。 その際、申請書の文字が小さくて読みにくいことのないようお願いいたします。 また、1 ページで記載しきれない場合は、適宜シートを追加しても結構です。

Q6	(自筆署名以外も)手書きで提出しても良いですか？

A6　原則として入力したものをご提出ください。

〈集中治療勤務証明書について〉

Q7	集中治療勤務証明書の算定管理料の項目についてですが、特定集中治療室管理料、救命救急入院料、小児特定集中治療室管理料、3 つ全てに該当することが必要でしょうか？
A7	いずれかに該当していれば問題ありません。

Q8	「集中治療関連業務に通算 5 年以上」とありますが、これは専従期間の合計が 5 年以上ということでしょうか？
A8	臨床工学技士業務の特性上、期間内に集中治療以外に従事していても申請は可能です。特定集中治療室管理料、救命救急入院料、小児特定集中治療室管理料を算定する施設を有する病院で 5 年以上常勤として勤務していれば専従・専任は問いません。

Q9	新生児特定集中治療室管理料の算定施設で勤務していますが受験は可能でしょうか？
A9	新生児特定集中治療室管理料算定施設は受験資格の対象にはなりません。

Q10	集中治療施設名には何を記載すればよいでしょうか？
A10	集中治療部、集中治療センター、救命救急センター、PICU など部門の名称を記入してください。また、記載した部門が算定している管理料を確認し、特定集中治療室管理料、救命救急入院料、小児特定集中治療室管理料のいずれかに必ずチェックを入れてください。また、算定管理料ごとに勤務証明書を作成してください。 ※審査時に専門臨床工学技士制度委員会から申請者に確認を行う場合があります。

Q11	現在は、ICU 業務から離れていますが、過去 5 年以上 ICU での勤務経験がある場合は受験可能でしょうか？
A11	特定集中治療室管理料、救命救急入院料、小児特定集中治療室管理料を算定する集中治療施設のある病院で通算 5 年以上常勤として勤務していれば申請可能です。

Q12	私は現勤務先で 6 年の臨床経験がありますが、勤務先での特定集中治療室管理料の算定は過去 2 年となります。この場合、5 年の実務経験があると見なされ、受験資格があると考えられるのでしょうか？

A12　現行の規定では、特定集中治療室管理料を算定している施設における実務経験が対象となるため、現勤務先での当該実務経験は特定集中治療室管理料の算定開始以降となります。なお、質問者様が過去に同算定の他施設にて臨床工学技士としての勤務経験があれば、合算することができます。

〈学術業績について〉

Q13	学術業績 30 単位が必要とありますが、学術集会への出席のみでも認定条件を満たすでしょうか？

A13　必要単位は学術集会への出席のみ、学術集会やセミナーへの参加のみでも認定条件を満たすことができます。

Q14	業績（論文）について質問です。病院の紀要や企業が刊行しているパンフレット等に記載されたものは認められますか？

A14　認められません。

Q15	集中治療に関する論文とは具体的にどのような内容を指しますか？

A15　集中治療医学に関連する内容を指します。関連の有無については専門臨床工学士制度委員会で判断します。

Q16	○○の雑誌の××という論文は認められますか？

A16　日本集中治療医学会雑誌と Journal of Intensive Care、日本臨床工学技士会雑誌が望ましいですが、それ以外では下記の要件を満たすものも認めています。
※和文誌は医中誌に掲載され査読があるものまたは DOI がついているもの。
※英文誌は PubMed に収載もしくは WEB で公開され査読があるもの。
申請書提出前に可否をお答えできません。論文が要件に合っているかどうかは提出された論文を専門臨床工学技士制度委員会で審査いたします。

Q17	「和文誌は医中誌に掲載され査読があるものまたは DOI がついているもの」とありますが、商業雑誌は含まれますか？

A17　要件を満たす商業雑誌（邦文）の例として、ICU と CCU、Clinical Engineering、Intensivist、ICNR などがあります。集中治療に関連する内容であるかについては専門臨床工学技士制度委員会で審査いたします。

Q18	著書は業績として認められますか？
A18	医中誌に掲載され査読がある著書であれば著書であっても認めることができます。 申請書提出前に可否をお答えできません。論文が要件に合っているかどうかは提出された論文を専門臨床工学技士制度委員会で審査いたします。

Q19	日本集中治療医学会雑誌や日本臨床工学技士会雑誌に掲載された論文は、筆頭である必要がありますか？
A19	共著論文でも単位数の加算対象となります（筆頭者 20 単位、共同 5 単位）。

Q20	現在投稿中の論文があり、採択通知が届くのが申請年の 4 月頃になります。申請締切日に間に合えば、通知が届き次第、この論文を学術業績に記載して申請しても良いですか？
A20	申請書Ⅱ－ｉ.学術業績：学術論文にあります注意事項のとおり、記載できる業績は『（申請年の） 3 月 31 日まで』となります。申請年の 3 月末日までに採択通知があれば記載可能です。採択通知と最終原稿の複写を提出してください。

Q21	提出できる実績（論文、学会発表、学会出席）は過去 5 年と期間が決まっているが、2年間仕事を離れていた（留学、出産育児等）場合、猶予の考慮はありますか？
A21	申請する年の過去 5 年の間に留学、出産・育児等休業を取得した場合は、その期間をブランクとし、前後合計 5 年間の実績を認めます。所属する施設が発行する「留学・休業取得の証明書」を申請書類と合わせて提出してください。証明書の書式は問いません。

Q22	学術集会で発表しましたが学術集会の参加証明書を紛失しました。抄録、領収書、QR コードの記載されたメールのコピーを代わりに出せば出席を認めてもらえますか？
A22	学術集会の参加証明書または会員ページの参加履歴を印刷したもの以外は証明書として認められません。また、学術集会の参加証明書は再発行できませんのでご注意ください。

〈経験症例実績表について〉

Q23	症例経験実績表の記入において、年月日の記入に関しては、生年月日または、関与した日、入院日のことですか？
A23	申請者が関与した日または治療開始日を西暦でご記載ください。

Q24	症例経験実績表の記入において、患者番号とは任意の番号ですか？また、同一症例では同一番号となるのでしょうか？
A24	任意の番号をご記載ください。また、同一症例では同一番号をご記載ください。

Q25	症例経験実績表の記入において、以前に勤務していた病院の症例との合算でも受験は可能でしょうか？
A25	算定基準を満たす集中治療施設で症例数が基準に達していれば受験することが可能です。その場は、各病院での症例実績表を提出ください。

Q26	「症例経験実績表の記入において、集中治療科専門医または施設長の押印を取り付けること。」となっていますが、集中治療科専門医ではなく、集中治療施設責任者でも可能でしょうか？
A26	集中治療科専門医のいる施設では集中治療科専門医の押印をお願いします。救命救急センターなどで集中治療科専門医がいない施設では集中治療科専門医の代わりに集中治療施設の責任者（施設長）でも可能です。

Q27	前年度の試験が不合格で今年度新たに申請する場合、すべて新規の症例を記入することになりますか？同じ症例の提示でも良いでしょうか？
A27	申請年の 3 月 31 日までの実績であれば、同じもの（昨年度申請の際ご記載いただいたもの）でもかまいません。

〈症例報告（記載様式）について〉

Q28	申請の際に必要とされる症例報告の記載ですが、症例に期限等はあるでしょうか？
A28	症例報告の対象症例に、期限はありません。

Q29	記載する症例は、経験症例実績表の症例の中から記載するのでしょうか？
A29	経験症例実績表の症例の中から記載してください。

Q30	人工呼吸の ECMO には心臓 ECMO や ECPR などの VA ECMO もカウントできますか？
A30	一般に ECMO 治療では人工呼吸管理が行われるので、侵襲的陽圧換気の 1 例としてカウントできます。症例報告に記載する場合は、循環補助と併せて人工呼吸への関与についても記載してください。

Q31	症例報告の記載には院内の倫理委員会で審査は必要でしょうか？
A31	当委員会としては倫理審査を求めておりません。

〈認定試験について〉

Q32	試験はどのような問題がでますか？

A32　臨床工学技士集中治療テキストおよび本学会刊行の「集中治療医学」が出題元となります。

Q33	試験会場はどこですか？

A33　東京都内１ヵ所を予定しています。

〈そのほか〉

Q32	過去の受験者数と合格者数、合格率などを教えてください。

A32　試験の受験者数や合格者数、合格率などは非公開としております。